（少年警察活動規則の一部改正）

第四条　少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「の規定により」を「において」に改め、「差押え」の下に「、記録命令付差押え」を加える。

附　則

この規則は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年六月二十二日）から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５０号

群馬県太田市強戸町279番地７
債務者　田所　　憲
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第３９１号

仙台市青葉区中江２丁目14番２―224号
債務者　橘　　雄二
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉　裕光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６８３号

埼玉県川口市大字辻606番地の２　鳩ヶ谷スカイハイツ103号
債務者　粟井　俊男
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　将延
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１９５号

神戸市北区筑紫が丘４丁目10番地の９、従前の住所東京都世田谷区松原６丁目２番７号
サニーマンション604
債務者　水野　玲子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４２号

神戸市垂水区星陵台８丁目８番８号
債務者　寺西宏太郎
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木山生都美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４３号

神戸市垂水区星陵台８丁目８番８号
債務者　寺西　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木山生都美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９４号

高知市種崎611番地２
債務者　弘瀬　俊幸
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２６号

大分市下郡南１丁目７番23号
債務者　小野　義一
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井雄一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３０号

埼玉県熊谷市玉井１―86　エクセル南Ａ号棟201号室、住民票上の住所埼玉県本庄市小島２丁目２番13号
債務者　中村　敏彦
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　高弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１９３号

北海道空知郡中富良野町西町４番16―303号
債務者　平山　文恵（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７２６号

さいたま市見沼区堀崎町1220番地２　エスポワール101
債務者　相澤　輝昌
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１９６号

茨城県笠間市鯉淵6256番地97
債務者　國兼きみゑ
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿久津正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１０６２号

愛知県瀬戸市萩山台６丁目33番地
債務者　平賀　俊次
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田　幸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８８号

北海道旭川市豊岡４条５丁目４番５号　ウエダハイツ202号室
債務者　黒田　孝博
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　優文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６号

富山県高岡市伏木一宮２丁目９番75号
債務者　田島　徳子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作井　康人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
富山地方裁判所高岡支部